

平成25年度 本渡地区清掃センターの維持管理に関する情報

更新日 2014/3/17

規則：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

■規則 第四条の五の二第一号イ

単位：t

【1】処分した一般廃棄物の種類と数量	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
燃えるごみ処分量 (焼却量)	1,413.34	1,445.15	1,528.79	1,458.46	1,402.20	902.31	1,409.75	1,022.28	1,546.26	1,418.24			13,546.78
燃えないごみ処分量 (搬入量)	245.85	239.21	235.68	224.34	268.89	251.08	214.07	241.43	254.13	199.84			2,374.52

■規則 第四条の五第一項第二号カ

【2】排ガス分析検査 (年2回)		
検査項目	排出基準	
	単位	
硫黄酸化物濃度	※	Nm ³ /H
ばいじん濃度	0.25以下	g/Nm ³
塩化水素濃度	700以下	mg/Nm ³
窒素酸化物濃度	250以下	ppm

採取年月日	H25. 8. 30		
結果年月日	H25. 9. 17		
場所 ^{※※}	1号炉	2号炉	3号炉
※排出基準	169.44	163.98	170.13
結果	0.02未満	0.02未満	0.02未満
結果	0.02未満	0.02未満	0.01
	19	6	10
	110	65	74

採取年月日	H26. 1. 23		
結果年月日	H26. 2. 6		
場所	1号炉	2号炉	3号炉
※排出基準	168.07	165.00	161.95
結果	0.02未満	0.05	0.02未満
結果	0.02未満	0.02未満	0.02未満
	13	9	81
	95	47	87

※硫黄酸化物の排出基準は、地域ごとに定められたK値と測定された排出ガスの量を算定式に当てはめて算出する。(天草地域K値=17.5)

※※場所は、各炉のバグフィルター出口

【検査項目等の説明】

- ・硫黄酸化物濃度 : 石油や石炭など硫黄分が含まれる化石燃料を燃焼させるときに発生する。自然界においても火山ガスなどに含まれる。
- ・ばいじん濃度 : ダストと呼ばれる小さなチリで燃料等の焼却に伴い発生する。物の燃焼等に伴い発生する煤煙(ばいじん)のうち、いわゆる「すす」のこと。
- ・塩化水素濃度 : プラスチック・塩化ビニル系の燃焼によって発生される刺激臭のある気体。自然には火山活動などで発生する。
- ・窒素酸化物濃度 : Noxと呼ばれ、物質が燃焼するとき発生する。工場等からの煤煙(ばいじん)や、自動車排出ガスにも含まれている。
- ・排出基準 : 健康や環境を守るうえで維持されることが望ましい「環境基準」を確保するため、施設は「排出基準」を順守しなければならない。

■規則 第四条の五第一項第二号ロ

■ダイオキシン類対策特別措置法 第二十八条一、同法施行令 第四条

【3】ダイオキシン類分析検査 (年1回)		
検査項目	排出基準	
	単位	
排ガス中のダイオキシン類	5以下※	ng-TEQ/m ³ N

※ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 第一条の二 別表第一

※※場所は、各炉のバグフィルターの出口

採取年月日	H25. 8. 29		
結果年月日	H25. 10. 18		
場所※※	1号炉	2号炉	3号炉
結果	0. 31	0. 068	0. 089

次の項目は、インターネットでの公表が困難な連続測定であるため、施設で閲覧できます。

■規則 第四条の五第一項第二号ト

燃焼室中の燃焼ガスの温度に関する事項

■規則 第四条の五第一項第二号リ

集じん器入口の燃焼ガスの温度に関する事項

■規則 第四条の五第一項第二号ヲ

排ガス中の一酸化炭素濃度に関する事項

■ダイオキシン類対策特別措置法 第二十八条二

■" 施行令 第四条

検査項目	排出基準	
	単位	
焼却灰のダイオキシン類	3以下※	ng-TEQ/g

※ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 第七条の二

採取年月日	H25. 8. 29	H25. 8. 29
結果年月日	H25. 10. 18	H25. 10. 18
場所	焼却灰(燃え殻) [不燃物バッチ]	ばいじん(飛灰) [集じん灰サイロ]
結果	0. 15	18 ※※

※※ばいじん(飛灰)については、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にするため、セメントを練り混ぜて固化しているため、排出基準の適用はない。(ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 附則第二条三項第一号)

検査項目	環境基準	
	単位	
大気中のダイオキシン類	0. 6以下※	pg-TEQ/m ³

※ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底室の汚染を含む。)及び汚染に係る環境基準

採取年月日	H25. 8. 27~8. 28
結果年月日	H25. 10. 18
場所	観音地区
結果	0. 0081

【検査項目等の説明】

- ・ダイオキシン類 : 塩素を含む物質の不完全燃焼などで生成される毒性の強い物質。山火事や火山活動による自然現象によっても発生する。
- ・環境基準 : 空気や水、土などに含まれる化学物質の量について、人の健康及び生活環境を守るうえで維持されることが望ましい基準。

■規則 第四条の五第一項第二号ス

【4】冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去日	除去日
--------------------------------	-----

ガス減温室ダスト 除去業務委託	炉	1回目	2回目
	1系	H25. 8. 24	H26. 2. 1
	2系	H25. 8. 25	H26. 2. 2
	3系	H25. 8. 26	H26. 1. 28

白煙防止用空気加熱器清掃業務委託	炉	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
	1系	H25. 4. 27	H25. 8. 24	H25. 9. 28	H25. 11. 30	H26. 1. 31
	2系	H25. 4. 28	H25. 8. 25	H25. 9. 29	H25. 11. 10	H26. 2. 1
	3系	H25. 4. 29	H25. 8. 26	H25. 9. 12	H25. 12. 1	H26. 1. 27

平成25年度 松島地区清掃センターの維持管理に関する情報

更新日 2014/3/17

規則：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

■規則 第四条の五の二第一号イ

単位：t

【1】処分した一般廃棄物の種類と数量	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
燃えるごみ処分量 (焼却量)	681.04	758.02	593.49	654.18	733.15	352.06	844.90	590.09	603.58	703.59			6,514.10
燃えないごみ処分量 (搬入量)	50.05	62.20	53.22	43.62	66.28	55.84	45.63	58.70	71.68	48.91			556.13

■規則 第四条の五第一項第二号カ

【2】排ガス分析検査 (年2回)

検査項目	排出基準	
		単位
硫黄酸化物濃度	※	Nm ³ /H
ばいじん濃度	0.15以下	g/Nm ³
塩化水素濃度	700以下	mg/Nm ³
窒素酸化物濃度	250以下	ppm

採取年月日	H25. 8. 29	
結果年月日	H25. 9. 9	
場所 ^{※※}	1号炉	2号炉
※排出基準	80.92	81.64
結果	0.44	0.4
結果	0.03未満	0.02未満
	90	52
	210	140

採取年月日	H26. 1. 21	
結果年月日	H26. 1. 21	
場所	1号炉	2号炉
※排出基準	74.62	75.31
結果	0.5	0.05
結果	0.01	0.02未満
	41	4
	180	140

※硫黄酸化物の排出基準は、地域ごとに定められたK値と測定された排出ガスの量を算定式に当てはめて算出する。(天草地域K値=17.5)

※※場所は、各炉のバグフィルター出口

【検査項目等の説明】

- ・硫黄酸化物濃度 : 石油や石炭など硫黄分が含まれる化石燃料を燃焼させるときに発生する。自然界においても火山ガスなどに含まれる。
- ・ばいじん濃度 : ダストと呼ばれる小さなチリで燃料等の焼却に伴い発生する。物の燃焼等に伴い発生する煤煙(ばいえん)のうち、いわゆる「すす」のこと。
- ・塩化水素濃度 : プラスチック・塩化ビニル系の燃焼によって発生される刺激臭のある気体。自然には火山活動などで発生する。
- ・窒素酸化物濃度 : Noxと呼ばれ、物質が燃焼するときに発生する。工場等からの煤煙(ばいえん)や、自動車排出ガスにも含まれている。
- ・排出基準 : 健康や環境を守るうえで維持されることが望ましい「環境基準」を確保するため、施設は「排出基準」を順守しなければならない。

■規則 第四条の五第一項第二号カ

■ダイオキシン類対策特別措置法 第二十八条一、同法施行令 第四条

【3】ダイオキシン類分析検査 (年1回)		
検査項目	排出基準	
	単位	
排ガス中のダイオキシン類	5以下※	ng-TEQ/m ³ N

採取年月日	H25. 8. 28	H25. 8. 28
結果年月日	H25. 10. 18	H25. 10. 18
場所※※	1号炉	2号炉
結果	0. 19	0. 23

※ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 第一条の二 別表第一

※※場所は、各炉のバグフィルターの出口

■ダイオキシン類対策特別措置法 第二十八条二
 // 法施行令 第四条

検査項目	排出基準	
	単位	
焼却灰中のダイオキシン類	3以下※	ng-TEQ/g

採取年月日	H25. 8. 28	H25. 8. 28
結果年月日	H25. 10. 18	H25. 10. 18
場所	焼却灰 (燃え殻) [主灰貯槽]	ばいじん (飛灰) [集じん灰貯槽]
結果	0. 0087	0. 64 ※※

※※ばいじん (飛灰) については、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にするため、セメントを練り混ぜて固化しているため、排出基準の適用はない。(ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 附則第二条三項第一号)

※ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 第七条の二

検査項目	環境基準	
	単位	
大気中のダイオキシン類	0. 6以下※	pg-TEQ/m ³

採取年月日	H25. 8. 27~8. 28
結果年月日	H25. 10. 18
場所	教良木地区
結果	0. 0099

※ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁 (水底の底室の汚染を含む。) 及び汚染に係る環境基準

【検査項目等の説明】

- ・ダイオキシン類 : 塩素を含む物質の不完全燃焼などで生成される毒性の強い物質。山火事や火山活動による自然現象によっても発生する。
- ・環境基準 : 空気や水、土などに含まれる化学物質の量について、人の健康及び生活環境を守るうえで維持されることが望ましい基準。

■規則 第四条の五第一項第二号ヌ

【4】冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去日	除去日
--------------------------------	-----

空気予熱器清掃業務委託	炉	1回目	2回目	3回目	4回目
	1号	H25. 6. 23	H25. 9. 8	H25. 12. 23	
	2号	H25. 6. 23	H25. 9. 8	H25. 12. 23	

平成25年度 新白洲一般廃棄物最終処分場の維持管理に関する情報

更新日 2014/3/17

省令：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

■省令 第1条第2項第14号ハ(2)

【1】水質検査 (毎月)			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
放流水			採取年月日	H25. 4. 19	H25. 5. 15	H25. 6. 21	H25. 7. 19	H25. 8. 19	H25. 9. 20	H25. 10. 18	H25. 11. 15	H25. 12. 13	H26. 1. 17	
			結果年月日	H25. 4. 26	H25. 5. 23	H25. 6. 27	H25. 7. 30	H25. 8. 26	H25. 9. 27	H25. 10. 31	H25. 11. 28	H25. 12. 26	H26. 1. 31	
検査項目	単位	排出基準	結果	6.7	7.0	6.8	6.8	6.5	6.9	7.0	7.0	7.2	7.3	
水素イオン濃度 (PH)	-	5.8~8.6		1未満	1未満	1未満	1未満	1	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	
生物学的酸素要求量 (BOD)	mg/l	60以下		2	2	2	3	2	3	2	3	3	3	
化学的酸素要求量 (COD)	mg/l	90以下		1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	2	1	1未満	1	1	
浮遊物質量 (SS)	mg/l	60以下		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大腸菌群数 (省令対象外)	個/cm ³	3000個以下		8	7	9	6	9	8	8	7	7	8	
窒素含有量	mg/l	120以下 (日間平均60以下)												

■省令 第1条第2項第10号ハ

地下水①			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取年月日			H25. 4. 19	H25. 5. 15	H25. 6. 21	H25. 7. 19	H25. 8. 19	H25. 9. 20	H25. 10. 18	H25. 11. 15	H25. 12. 13	H26. 1. 17		
結果年月日			H25. 4. 26	H25. 5. 23	H25. 6. 27	H25. 7. 30	H25. 8. 30	H25. 9. 27	H25. 10. 31	H25. 11. 28	H25. 12. 26	H26. 1. 31		
検査項目	単位	排出基準	結果	17,000	17,000	16,000	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	16,000	16,000	
塩化物イオン	mg/l	-		2,100	2,200	1,800	1,800	1,900	2,200	1,800	1,800	1,700	1,800	
電気伝導率	mS/m	-												

■省令 第1条第2項第10号ハ

地下水②			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取年月日			H25. 4. 19	H25. 5. 15	H25. 6. 21	H25. 7. 19	H25. 8. 19	H25. 9. 20	H25. 10. 18	H25. 11. 15	H25. 12. 13	H26. 1. 17		
結果年月日			H25. 4. 26	H25. 5. 23	H25. 6. 27	H25. 7. 30	H25. 8. 30	H25. 9. 27	H25. 10. 31	H25. 11. 28	H25. 12. 26	H26. 1. 31		
検査項目	単位	排出基準	結果	1,600	1,500	1,400	1,500	1,600	49	52	55	74	150	
塩化物イオン	mg/l	-		440	440	410	400	420	59	61	67	70	110	
電気伝導率	mS/m	-												

【検査項目等の説明】

- ・水素イオン濃度 (PH) : 物質の酸性、アルカリ性の度合いを示す数値。pH=7 の場合は中性、pH値が小さいほど酸性が強く、逆にpH値が大きいほどアルカリ性が強い。
- ・生物学的酸素要求量 (BOD) : 水中の有機物などを酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量を表したもので、値が大きいほど、その水質は悪いといえる。
- ・化学的酸素要求量 (COD) : 水中の被酸化性物質を酸化するために必要とする酸素量を表したものである。
- ・浮遊物質量 (SS) : 水中に浮遊する粒径2mm以下の不溶性物質の量。浮遊物質の多い水は透視度が下がり、藻類の光合成を阻害する。
- ・大腸菌群数 : 大腸菌をはじめとする細菌の数。水の汚染レベルの指標としてかなり早い時期から使用されている。
- ・窒素含有量 : プランクトンが異常発生し、水質を汚濁する原因になる。
- ・塩化物イオン : 塩素イオンとは水中に存在する塩化物を言い、塩化物イオンの濃度は汚染の1つの指標となる。塩化物は主として生活排水中に含まれ、特にし尿には塩化物が多量にあるので、し尿を多量に含む下水は塩化物イオン濃度が高い。
- ・電気伝導率 : 電気の通しやすさの尺度で、水中に溶解している物質の量を測定する。高いほど、水にさまざまな物質が溶解していることになり、一般的には汚い水といえる。
- ・排出基準 : 健康や環境を守るうえで維持されることが望ましい「環境基準」を確保するため、施設は「排出基準」を順守しなければならない。

※^ダイキソ類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

【4】 ^ダ イキソ類の測定結果（年1回）		
検査項目	単位	基準
地下水	pg-TEQ/l	環境基準 1 以下 ※
原水	pg-TEQ/l	-
放流水	pg-TEQ/l	排出基準 10 以下 ※※

採取年月日	H25. 8. 26
結果年月日	H25. 10. 18
結果	0.040
	0.0020
	0.00031

※^ダイキソ類による大気汚染、水質汚濁（水底の底室の汚染を含む。）及び汚染に係る環境基準

※※^ダイキソ類対策特別措置法施行規則 第一条の二 別表第二

排出基準：健康や環境を守るうえで維持されることが望ましい「環境基準」を確保するため、施設は「排出基準」を順守しなければならない。

環境基準：空気や水、土などに含まれる化学物質の量について、人の健康及び生活環境を守るうえで維持されることが望ましい基準。

■施行規則 第四条の五の二第四号イ

【5】埋め立てた一般廃棄物の種類と数量		単位 t												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
本渡地区 清掃センター	セメント固化灰	102.38	93.80	93.23	85.86	86.48	61.86	81.14	75.34	95.78	101.38			877.25
	燃えるごみに混ざっていた不燃物等	48.28	33.82	51.66	49.28	38.90	40.64	38.82	44.17	43.60	49.27			438.44
	不燃物	48.46	48.67	49.18	56.22	54.58	63.71	48.14	49.21	51.95	45.68			515.80
小計		199.12	176.29	194.07	191.36	179.96	166.21	168.10	168.72	191.33	196.33	0.00	0.00	1,831.49
松島地区 清掃センター	セメント固化灰 + 燃えるごみに混ざっていた不燃物等	91.88	88.41	64.59	76.21	82.65	40.59	107.36	82.03	70.98	88.59			793.29
	不燃物	21.99	31.43	27.42	19.61	32.30	2.80	37.52	27.24	34.61	23.95			258.87
	小計	113.87	119.84	92.01	95.82	114.95	43.39	144.88	109.27	105.59	112.54	0.00	0.00	1,052.16
合計		312.99	296.13	286.08	287.18	294.91	209.60	312.98	277.99	296.92	308.87	0.00	0.00	2,883.65

- ・セメント固化灰 : ばいじんをセメントで固めたもの
- ・燃えるごみに混ざっていた不燃物等 : 燃えるごみに混ざっていた不燃物（陶器類、ガラス、砂など）と、ばいじん以外の焼却灰
- ・不燃物 : 燃えないごみを破碎したものから、燃えるごみ及び資源物を除いた、本来の不燃物

【6】施設の定期点検項目と結果

■省令 第一条第二項第十四号ロ

浸出液処理設備の定期点検	点検日	H25. 5. 20~H25. 9. 27
	結果	異常なし

■省令 第一条第二項第七号

擁壁の定期点検 (損壊のおそれはないか)	点検日	該当なし
	結果	

■省令 第一条第二項第九号

遮水工の定期点検 (効果が低下しているおそれはないか)	点検日	該当なし
	結果	

■省令 第一条第二項第十三号

調整池の定期点検 (損壊のおそれはないか)	点検日	該当なし
	結果	

■省令 第一条第二項第十九号

【7】残余の埋立容量

計画埋立容量	②平成25年度まで埋立量	①-②平成25年度末残余容量
99,800 m ³	m ³	m ³